

「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」について

1. 「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」の設置（H10.8）

水循環系を考える際には、森林、農地、河川、水道、下水道等の様々な分野を総合的に捉えることが必要であり、これらに関する関係省庁が連携・協力した取組が重要である。健全な水循環系の構築に関する取組みがより総合的な施策効果を発揮するために、関係省庁が連携した取組みとして、「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」を設置（平成10年8月）。

<連絡会議の構成>

厚生労働省 健康局 水道課長

農林水産省 農村振興局 計画部 土地改良企画課長

農林水産省 林野庁 森林整備部 治山課長

経済産業省 経済産業政策局 産業施設課長

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課長

国土交通省 土地・水資源局 水資源部 水資源計画課長

国土交通省 都市・地域整備局 下水道部 流域管理官

国土交通省 河川局 河川計画課長

環境省 環境管理局 水環境部 水環境管理課長

2. 健全な水循環系構築に向けて(中間とりまとめ)の作成、公表（H11.10）

健全な水循環系の定義、健全な水循環系構築のための基本的な施策の方向性、水循環系の問題点毎の主な要因と対応策のイメージをとりまとめた。

<健全な水循環系の定義>

健全な水循環系とは、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下にともに確保されている状態

<基本的な施策の方向性>

- ・ 流域の視点の重視
- ・ 水循環系の機構把握、評価及び関連情報の共有
- ・ 流域における各主体の自主的取組みの推進（役割分担、連携、計画策定等）

<水循環系の問題点に対する対応策のイメージ>

- ・ 流域の貯留浸透・かん養能力の保全・回復・増進（水を貯える・水を育む）
- ・ 水の効率的利活用（水を上手に使う）

- ・ 水質の保全・向上（水を汚さない・水をきれいにする）
- ・ 水辺環境の向上（水辺を豊かにする）
- ・ 地域づくり、住民参加、連携の推進（水とのかかわりを深める）

3．健全な水循環系構築に向けてホームページ開設（H12.8）

関連情報の共有の一つの手段として、関係省庁の共同作業により、水循環に関する情報発信のためのホームページを開設。

4．水循環系健全化に向けた総合施策検討調査の実施（平成 12～13 年度）

関係省庁連携の下、水循環系の機構解明・実態把握手法、水循環系を健全化するための総合施策をモデル流域（地域）を設けて具体的に検討。

<モデル流域>

江戸川・中川流域（東京都、埼玉県） 小畔川流域（埼玉県）

泉南地域（大阪府） 糸島地域（福岡県）

5．水循環系再生構想の策定（都市再生関係）

都市再生プロジェクト第3次決定（平成 13 年 12 月）を踏まえ、関係省庁連携のもと、神田川流域（東京都） 寝屋川流域（大阪府）における水循環系再生構想を平成 15 年 6 月に策定。

6．「健全な水循環系構築のために計画づくりに向けて」の作成、公表（資料 8）

「中間とりまとめ」における施策の基本的方向に示されている「流域ごとの水循環健全化に向けた計画策定」に資するため、これまでのモデル流域調査等の成果をもとに、計画策定のための技術的ツール等をガイドラインとして作成、公表。